

第1編

序論

(案)

第1編 序 論

第1章 はじめに

1 総合計画策定の趣旨

本町では、平成28年度から令和7年度までを期間とする「山田町総合計画（第9次長期計画）」及び平成28年度から令和2年度までを期間とする前期基本計画を策定し、まちづくりの目標として掲げた『個性豊かにひとが輝き まちが潤う 山田町』の実現に向け、町民の皆さんとともにまちづくりを進めてきました。

特にも、東日本大震災からの復旧・復興に関する施策・事業は「山田町復興計画」に基づき最優先で取り組み、被災者の再建場所となる高台団地や災害復興公営住宅、地域間を結ぶ連絡道路などのハード整備は復興計画期間内で完了を迎えることができました。

この間、本町を取り巻く社会環境は、少子高齢化・人口減少の急速な進行、公共施設の老朽化、環境問題の深刻化など大きく変化しています。また、地方分権の進展により、自治体の自由度と責任が拡大されていくなかで、本町のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくためには、町民と行政との協働による取組の重要性が今まで以上に高まっています。

本計画は、将来にわたって持続可能なまちづくりを進め、復興を遂げたまちが、未来を担う子ども達へ希望とともに引き継がれるよう、すべての町民と共有できるまちづくりの指針として策定するものです。

2 総合計画の役割と性格

本計画は、山田町総合計画（第9次長期計画）の後期5年間における町政運営の基本指針として、各分野における施策を総合的に推進するためのまちづくりの「みちしるべ」となるものです。

さらに、本計画は、町の最上位の計画に位置づけられるものであり、限られた経営資源（人、物、財源、情報等）の有効活用を図る観点から、各分野の施策推進の総合性、計画性、実行性を確保・調整する役割を担います。

このため、本計画では、山田町の地域資源を最大限に活用するとともに、戦略的・重点的に施策を展開することをめざします。

3 SDGs に関する取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、現在、国においても積極的な取り組みが進められています。

このSDGsについては、本町としても重要な取り組みであると認識しており、第9次山田町総合計画の目指すべき方向性とも基本的に合致してくることから、このSDGsの考え方と、総合計画の各施策の取り組みについて、次のとおり整理しています。



参照：「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（国際連合広報センター）

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

SDGs における 17 のゴール

表 持続可能な開発目標

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を確保する
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る
	各国内及び各国間の不平等を是正する
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	持続可能な生産消費形態を確保する
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で保全する
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※ 公益社団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)作成による仮訳をベースに外務省編集

山田町総合計画（第9次長期計画）後期基本計画とSDGsの対応表

	第1章 健やかで心温まる 地域づくり	第2章 安全で住みやすい 生活基盤の整備	第3章 地域特性を生かした 産業の振興	第4章 安全で安心な 暮らしの確保	第5章 個性豊かな力強い 人材の育成	第6章 将来を見据えた 健全な行財政の推進
1 貧困をなくそう	○			○		
2 飢餓をゼロに	○	○	○		○	
3 すべての人に健康と幸せを	○	○		○	○	
4 質の高い教育をみんなに	○	○	○	○	○	
5 ジェンダー平等を実現しよう	○			○	○	
6 きれいな水	○	○				
7 経済の持続可能なエネルギーに		○				
8 働きがいも経済成長も	○	○	○			○
9 産業と雇用・暮らしの持続可能な未来を	○	○	○	○		
10 人や国・地域間の格差をなくす	○				○	
11 住み続けられるまちづくりを	○	○	○	○		
12 つくる責任、つかう責任		○	○		○	
13 気候変動に具体的な対策を	○	○		○		
14 海の豊かさを守ろう		○	○			
15 陸の豊かさも守ろう		○	○			
16 平和と公正	○			○	○	○
17 パートナリシップで目標を達成しよう	○	○	○	○	○	○

4 計画の構成

本計画は、序論を先頭に「基本計画」「人口ビジョン」「総合戦略」「実施計画」の4編により構成します。

（1）基本計画

基本計画は、基本構想に定めた施策の大綱を具体化するため、各分野で推進する主要施策を示すものであり、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を後期基本計画とします。

なお、後期基本計画については、第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略と連動する計画として策定します。

（2）人口ビジョン

人口ビジョンは、本町の人口動向の現状と想定される将来人口を分析し、人口減少に伴い発生する様々な影響を踏まえつつ、令和22年（2040年）までの超長期的な将来人口を展望します。

（3）総合戦略

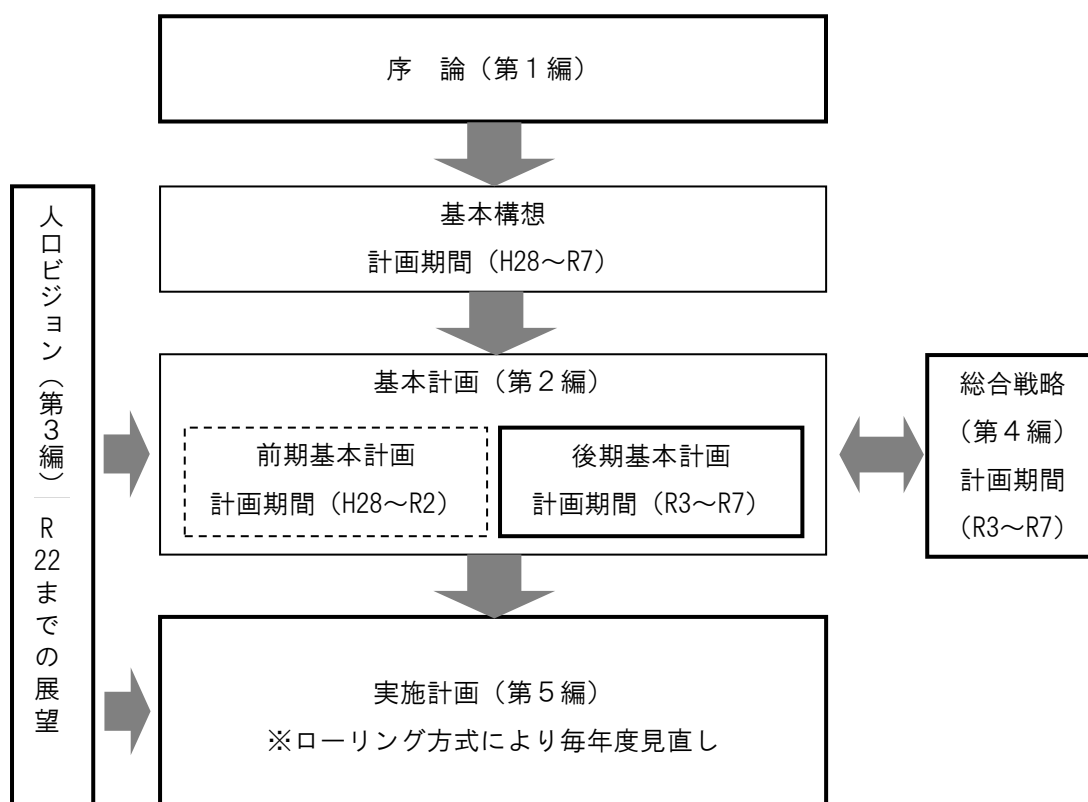
平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。この法律の第10条には、市町村が、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に努めなければならないとされています。また、国においては、令和元年12月に2年度を初年度とする5か年の第2期総合戦略が閣議決定されたことから、これらを受け、本町においても、第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。

総合戦略の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間とし、後期基本計画における主要施策を中心に、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立をめざすための施策を整理するものとします。

（4）実施計画

実施計画は、基本計画で定められた事項の実現に向けて、財政計画等を考慮して、事業計画を示すものです。ローリング方式により毎年度見直しを実施します。

図表 1-1 山田町総合計画(第9次長期計画)後期基本計画の構成



5 施策体系

図表 1-2 施策体系

